

学校法人弘前城東学園  
弘前医療福祉大学短期大学部  
機関別評価結果

令和5年3月10日  
一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 弘前医療福祉大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 弘前城東学園
理事長	下田 肇
学 長	下田 肇
A L O	戸来 睦雄
開設年月日	平成 14 年 4 月 1 日
所在地	青森県弘前市大字小比内 3-18-1

<令和 4 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
救急救命学科		35
口腔衛生学科		30
	合計	65

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

弘前医療福祉大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和5年3月10日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和3年6月28日付で弘前医療福祉大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

弘前医療福祉大学短期大学部は、学園創立時からの「ホスピタリティー精神（厚遇と慈愛）」の下、平成14年度に開学した。現在まで、地域社会のニーズに対応した学科開設や改組を行い、国民の福祉に貢献できる専門資格を有する人材養成に寄与している。

地域・社会に向けては、「地域貢献室」が中心となり、動画による公開講座、介護福祉士実務者研修（通信講座）、福祉職員向けセミナー、弘前市の防災関連講座への協力、近隣生活道路除排雪作業、災害支援ボランティア活動等、教職員及び学生が多くの地域・社会貢献活動を行っている。

建学の精神は「ホスピタリティー精神（厚遇と慈愛）」を基盤とし、全教職員と学生参加の「学園講話会」等で周知している。

教育目的・目標は、ホスピタリティー精神を基本理念とする建学の精神に基づき、学科ごとに確立し学則に定め、学生便覧やウェブサイト等で学内外に表明している。

学習成果については、建学の精神に基づき、短期大学として3項目、また、教育目的・目標に基づき、学科ごとに各6項目を定め、社会人として地域に貢献できる人材育成を目指すことを明示している。卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針については、関連付けて一体的に定め、組織的議論を経て策定しており、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表している。

「内部質保証推進室」を設置し、自己点検・評価結果を全学的に俯瞰し改革・改善を図っている。アセスメント・ポリシーでは、各学科において、三つの方針ごとに、「機関レベル（短期大学全体）」、「教育課程レベル（学科）」、「科目レベル（授業科目）」の3つの段階で具体的測定・評価指標を明示し、学生便覧やウェブサイトで公表し教員・学生間で共有できるようにしている。

卒業認定・学位授与の方針は分かりやすく表現され、それぞれの学科の学習成果及び資格取得に対応しており、社会的通用性がある。教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は短期大学設置基準にのっとって編成されている。学習成果に対応した入学者受入れの方針が明確に示されており、入学者選抜は公正かつ適

正に実施されている。

学習成果は一定期間内で獲得可能であり、その獲得状況は、GPA 分布、国家試験合格率や各種の資格取得率、学生による授業評価アンケート調査等により測定・評価されている。

学生支援としては、学生生活満足度調査結果を反映した施設設備の整備等も迅速に行われている。また、弘前市内の高等教育機関連携による「大学コンソーシアム学都ひろさき」の「大学発 地域振興券」等、実生活面での生活支援を行っている。進路支援については、進路委員会及び学生部就職支援室を設置しており、各学科では様々な国家試験対策等を実施している。

教員組織は、短期大学設置基準の規定を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。研究活動に関する規程及び研究環境は整備され、教員はFD 活動等を通じて授業改善に取り組み、学生の学習成果の獲得に向けた教育研究活動を実施している。

事務組織は、規程に基づき明確な責任体制の下、整備されている。SD 活動は、事務職員研修規程に基づき実施され、職員の能力・資質の向上が図られている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、演習室、実験・実習室及び必要な機器・備品が整備されている。無線 LAN は全ての教室に整備され、教室等以外の場所で授業を受けられるよう環境が整っている。

固定資産及び物品管理並びに施設設備の維持管理は、規程により適切に行われている。危機管理規程、防火管理規程等が整備され、学生と教職員が参加する短期大学・併設大学合同の総合訓練が実施されている。

財務状況について、過去3年間の経常収支が、短期大学部門で支出超過となっているが、学校法人全体では収入超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人を代表してリーダーシップを発揮し学園の発展に寄与している。理事は私立学校法及び寄附行為に基づいて選任されており、理事会は、寄附行為に基づいて開催され、学校法人の意思決定機関として重要事項を決定している。

学長は、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、短期大学の向上・充実に向けて改革に努めている。学長は、教授会が意見を述べる事項を周知し、教育研究に関する重要事項については教授会の意見を聴取の上決定し、学習成果や三つの方針に対する認識の共有を図っている。教授会の下には教育上の委員会等を設置し、適切に運用している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を定期的に監査し、適切に業務を行っている。評議員会は、理事の定数の2倍を超える評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び学校法人の情報をウェブサイト公表・公開し、説明責任を果たしている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「ホスピタリティー精神（厚遇と慈愛）」を基盤とした建学の精神は定期的に見直しがなされている。全教職員及び学生参加の下、毎年度開催されている「学園講話会」の後にアンケートを実施し、理解度を確認している。また、医療福祉の機能を効果的に生かして地域の健康の増進に資することを基本方針に「地域貢献室」を設け、教育研究成果を地域に還元しており、その活動や公開講座の講演会動画はウェブサイトに公開しており、学内外で建学の精神を共有するとともに、地域に貢献するための優れた試みである。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 介護福祉士国家試験合格率が、過去 5 年間ともに全国平均を上回っている。国家試験委員会の設置や、学内模擬試験、業者模擬試験をはじめとした課外学習の実施等、入学後からの国家試験対策がきめ細かに取り組まれており、その成果が合格率の高さに表れている。

[テーマ B 学生支援]

- 入学前支援の「早期合格者セミナー」や学習支援部会による「入学前教育」、入学までの期間中に学習可能な問題を課し、入学への意欲の継続と向上を図るための「夢ノート」の活用、学生便覧の「授業に関する用語解説」等、入学前後に短期大学における学習に取り組みやすいように、学生に配慮した丁寧な学習支援を行っている。
- 弘前市内の大学生への経済的支援と地元経済活動の活性化への貢献を目的とした「大学コンソーシアム学都ひろさき」が発行する「大学発 地域振興券」の販売支援のほか、短期大学独自の奨学金制度「特待生奨学金制度 2020」や「ホスピタリティー奨学金」等を設け、実生活面での経済的支援を図っている。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 救急救命学科の実習設備として高規格救急用自動車だけではなく、傷病者の受け渡し訓練が実施できる救護用ヘリコプター、全国でも珍しい USAR（都市型災害救助）訓練が可能な模擬半壊家屋を有し、「瓦礫の下救助(CSR:Confined Space Rescue)」及び「瓦礫の下医療(CSM:Confined Space Medicine)」の基礎技術を教授することを目的として、より実践的な救命・救助技術を高める教育を行っている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスは、「授業要領（シラバス）作成の要領」により記載統一するなど改善されているが、異なる授業回で授業テーマや内容が全く同じ表記の科目や、「成績評価の方法および基準」の記載が不明瞭な科目が散見されることなどから、学生の自律的、主体的な学習を促すためにも、全学的な確認体制を再構築されたい。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

弘前医療福祉大学短期大学部は、設置母体の学校法人弘前城東学園創立時からの「ホスピタリティー精神（厚遇と慈愛）」を継承し、平成14年度に開学した。『弘前城東学園のホスピタリティー精神（厚遇と慈愛）』を基盤とし、未来を担う人間性豊かな質の高い専門資格を有する人材を育成することで地域社会と国民の福祉に貢献します」という建学の精神は、短期大学の教育理念・理想を明確に示しており、教育基本法等に基づいた公共性を有している。令和3年7月、建学の精神の見直しを行うとともに各種媒体の文言の統一化を図り、改めて学園全体での共有化を行った。改定後は、全教職員及び学生に対し「学園講話会」や年度はじめの新生ガイダンスで周知している。

「地域に根差した健康福祉領域の生活の質向上」を目指し、地域社会と協働する開かれた短期大学として、「地域貢献室」や弘前市との連携協定の下、公開講座をはじめ、各学科の特長を生かした取り組み等、教職員及び学生が多様な活動で地域・社会に貢献している。

短期大学の教育目的は、「教育基本法及び学校教育法並びにホスピタリティー精神に基づき、専門的な知識・技術を教授研究し、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民の福祉の向上と社会の発展に寄与できる人間性豊かな人材を育成すること」とし、この教育目的に基づき、学科ごとの人材育成及び教育研究上の目的を学則に定め、学生便覧やウェブサイトで学内外に表明している。また、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかを点検するため、平成26年度より毎年定期的に卒業生・修了生アンケート（就職先及び卒業生）を実施している。

学習成果は、建学の精神に基づき、短期大学としては3つの学習成果、学科ごとには6項目の学習成果を定め、社会人として地域に貢献できる人材育成を明記している。

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針は、関連付けて一体的に定められ、組織的議論を経て策定している。各方針に基づいて、建学の精神や教育目的に見合う学生募集、教育活動、卒業認定と短期大学士の学位授与が実施されている。建学の精神、教育目的・目標、学習成果及び三つの方針は、学生便覧やウェブサイトで学内外に公表している。

内部質保証は、定期的な自己点検・評価委員会や各学科、各部署での議論を通して、全教職員が自己点検・評価活動に関与し、報告書を毎年度まとめ公表している。高等学校関係者の意見も聴取している。「内部質保証推進室」が、自己点検・評価の結果を全学的に俯

瞰し改革・改善を図っている。また、三つの方針ごとに、機関レベル（短期大学全体）、教育課程レベル（学科）、科目レベル（授業科目）の三段階で具体的な測定・評価指標を可視化したアセスメント・ポリシーを学科別に策定し、学生便覧やウェブサイトで教員と学生が共有している。今後は、全学的にさらに認識を共有し、PDCA サイクルを回していくための具体的なシステム構築を課題としている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

三つの方針は明確に示されており、それぞれの方針が有機的に対応している。卒業認定・学位授与の方針は分かりやすく表現され、それぞれの学科の学習成果及び資格取得に対応しており、社会的通用性が十分にあると認められる。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は短期大学設置基準にのっとって編成されており、教養教育については、建学の精神に基づき心豊かで幅広い教養を培うことを目的として科目設定がなされている。各学科の専門教育と教養教育を主体とし職業への接続を図る職業教育は明確であり、充実した教育設備と学習環境を活用した教育と学習支援により、職業への接続が果たされている。また、卒業生・修了生やその就職先を対象としたアンケートによって、職業教育を測定・評価する仕組みを有しており、検討と見直しを行っている。

なお、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針に掲げられている「ホスピタリティー精神」は短期大学の骨格であり、学生に周知が図られてはいるものの、その定義の明確化と全学的意思統一による更なる教育展開及び人材育成が望まれる。

シラバスは、「授業概要（シラバス）作成の要領」により記載統一するなど改善されているが、評価基準が不明瞭な科目が散見される。学生の自律的、主体的な学習を促すためにも、全学的な確認体制の再構築に取り組まれない。

学習成果に対応した入学者受入れの方針が明確に示されており、学生募集要項及びウェブサイトにより公表されている。入学者選抜は公正かつ適正に実施されている。高等学校進路指導担当主事懇談会等を通して意見聴取にも取り組んでいる。

学習成果は一定期間内で獲得可能であり、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みとして、GPA 分布、国家試験合格率や各種の資格取得率、就職率、学生による授業評価アンケート調査等をまとめている。学習成果の獲得状況は、国家試験合格率及び各種の資格取得率、就職率の高さに表れており、きめ細かな教育の実践により、職業への接続につながっている。また、救急救命学科において、取得を推奨している資格が多種あることは、学びの意欲向上につながるだけでなく、就職やその後の社会人としての歩みに役立っている。

入学予定者に対する情報提供や入学前教育、入学後の学習、学生生活のためのオリエンテーションやガイダンス等を実施している。入学後は、教務部等の事務職員も含めて、クラス担任教員、助言教員等が連携して、学生の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

学生支援については、教職員の組織として学生委員会と学生部が整備され、教職員協働により組織的に行われている。弘前市内の5つの高等教育機関連携による「大学コンソー

シラム学都ひろさき」の「大学発 地域振興券」や独自の奨学金「ホスピタリティー奨学金」等、実生活面での学生生活支援も行っている。また、メンタルヘルスケアやカウンセリングについて学生相談室を設置し、助言教員やクラス担任によるオフィスアワーを設けるなど、学生生活上の様々な悩みごとについて相談に応じる体制を整えている。

進路支援としては進路委員会及び学生部就職支援室を設置しており、各学科では様々な国家試験対策や公務員試験対策講座等を実施している。学生部就職支援室では求人情報をまとめ、必要に応じて学生への提供がなされており、学生にも十分活用されている。

今後は、これまで丁寧に重ねられてきた人材育成の成果を教職員全体で共有し、評価・測定したデータを蓄積、経年比較し、それらを一括して評価するアセスメント方法、PDCAサイクルの活用等による学習支援が望まれる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準の規定を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき編制されている。教員の採用や昇任については、就業規則、教員選考規程及び教員選考基準に基づき行われている。

研究活動に関する規程が整備されており、規程に基づき研究の成果を発表する機会や研究室、研修日等の研究環境が確保されている。FD活動は「FD委員会規程」に基づき実施され、授業改善に役立てるとともに学生の学習成果の向上に寄与している。専任教員は、学内の関係部署として教務部・学生部と連携し、学生の学習成果の獲得が向上するよう努めている。

事務組織は、「学校法人弘前城東学園事務組織規程」に基づき明確な責任体制の下、整備されている。SD活動は「学校法人弘前城東学園事務職員研修規程」に基づき適切に実施されており、職員の能力・資質の向上が図られている。学内の主要な委員会には事務部長、教務部長及び学生部長が加わるとともに事務職員が庶務を担当し、教員と連携して学生の学習成果獲得の向上に努めている。

教職員の就業に関する諸規程が整備され、管理は適正になされている。諸規程は、学内グループウェアで教職員が常時閲覧できるものとなっている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて講義室、演習室、実験・実習室及び必要な機器・備品が整備されている。併設大学と共用の図書館が整備され、体育館は学生課の調整により、授業以外の課外活動においても円滑に使用されている。全ての教室に無線 LAN が整備され、教室等以外の場所で授業を受けられるよう環境が整っている。救急救命学科は、高規格救急用自動車、傷病者の受け渡し訓練実施のための救護用ヘリコプター、USAR（都市型災害救助）訓練が可能な模擬半壊家屋を有し、より実践的な救命・救助技術を高める教育を行っている。

固定資産及び物品管理並びに施設設備の維持管理は、規程に基づいて適切に行われている。危機管理規程、防火管理規程等を設け、火災・地震・防犯対策が行われ、消防訓練は、学生と教職員が参加する短期大学・併設大学合同の総合訓練として実施されている。

教員が常に新しい情報技術を活用して効果的な授業を行える体制が整えられている。また、学習支援用パソコンの設置、学内 LAN 及び Wi-Fi 環境を整備し、技術的資源の充実

に努めている。

財務状況について、過去3年間の経常収支が、短期大学部門で支出超過となっているが、学校法人全体では収入超過となっている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、教学・経営両面に長い経験を持ち、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、リーダーシップを発揮し学園の発展に寄与している。理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理しており、毎会計年度終了後2か月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、寄附行為の規定に基づいて開催され、学校法人の意思決定機関として重要事項を決定している。理事会は、短期大学の運営に関する法的責任があることを認識し、運営に必要な規程を整備している。

理事は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき選任されており、学識及び識見を有し、建学の精神を理解している。

学長は、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、建学の精神を基盤として教育理念を念頭に置き、教育研究を推進し短期大学の向上・充実に向けて改革に努めている。学長は、学長選考規程に基づき選任され、教授会は、教授会規程に基づき適切に運営されている。学長は、教授会が意見を述べる事項を周知し、教育研究に関する重要事項については教授会の意見を聴取の上決定し、議事録は教職員が閲覧できるよう整理されている。学長は、教授会等で、学習成果や三つの方針に対する認識の共有化を図っている。教授会の下には教育上の委員会等を設置し、適切に運用している。

監事は、法令等に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を定期的に監査し、その結果について理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、当該会計年度終了後2か月以内に監事監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、法令等に基づき開催され、理事の定数の2倍を超える評議員で組織され、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教育情報及び寄附行為、役員名簿、役員給与規程等の学校法人の情報をウェブサイト公表・公開し、説明責任を果たしている。